

○未知なる茨城発見モニターツアー実施業務委託に係る企画提案プロポーザルの公告

プロポーザル方式について次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ、提出されたい。

令和2年10月5日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会 会長 大井川 和彦

1 業務の内容等

(1) 業務名

未知なる茨城発見モニターツアー実施業務

(2) 業務の内容

Webライターやイラストレーター、メディア・旅行業界関係者等を対象とした県内モニターツアーの実施

(3) 委託期間

委託契約の日から令和3年3月15日

2 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。または、資格がない場合でも、過去茨城県が発注する業務において実績があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- (6) 事業実施に際し、各種ガイドラインの遵守及び新型コロナウイルス感染症拡大防止対策（「いばらきアマビエちゃん」の登録等）を適切に行うこと。

3 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において審査（プレゼンテーションは実施しない）を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

4 企画提案手続き等に関する事項

(1) 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会 事務局
(茨城県営業戦略部観光物産課 宣伝誘客担当)
電 話 029-301-3622
F A X 029-301-3629

(2) 説明書の交付方法

ア 交付期間

令和2年10月5日(月)から令和2年10月20日(火)までの午前9時から午後5時(正午から午後1時までを除く)まで。

イ 交付場所

上記(1)の担当部局に同じ

ウ 交付方法

観光いばらきホームページ (<https://www.ibarakiguide.jp/>) に掲載又は上記イにおいて直接交付

(直接交付を希望する場合、上記(1)の担当部局に事前に連絡すること。)

(3) 企画提案書の提出期限

令和2年10月20日(火)正午までに(1)へ持参又は郵送する。電子メールでの提出は認めないものとする。

(4) 質問の受付

令和2年10月6日(火)から10月14日(水)までの午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く)まで、担当部局へのメール又はFAXにて受け付ける。

なお、FAXにより質疑を提出したときは、電話で送付確認をすること。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者に回答するとともに、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、観光いばらきホームページ上で公開します。

質問に対する回答公開日 令和2年10月15日(木)午後5時(予定)

5 その他

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項第6号に該当する場合においては、上記規則に準じ契約保証金の全部又は一部を免除する。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 企画提案費用等

企画提案書の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。

(4) 採択された企画提案書の著作権は漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会に帰属する。

(5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

(6) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

未知なる茨城発見モニターツアー実施業務受託者公募に関する説明書

公告日 令和2年10月5日

1 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6
漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会 事務局
(茨城県茨城県営業戦略部観光物産課宣伝誘客担当)
電話 029-301-3622 FAX 029-301-3629

2 業務の内容等

- (1) 業務名
未知なる茨城発見モニターツアー実施業務
- (2) 業務の目的
Webライターやイラストレーター、メディア・旅行業界関係者等を対象とした県内モニターツアーの実施
- (3) 業務の内容
別紙仕様書のとおり
- (4) 委託期間
契約締結の日から令和3年3月15日まで
- (5) 見積限度額
1,019,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
なお、この金額は、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意してください。

3 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく競争入札参加資格があること。または、資格がない場合でも、過去漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会が発注する業務において実績があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例36号)第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- (6) 事業実施に際し、各種ガイドラインの遵守及び新型コロナウイルス感染症拡大防止対策(「いばらきアマビエちゃん」の登録等)を適切に行うこと。

4 企画提案書の提出について

(1) 提出物

- ① 企画提案提出書（様式第1号）
- ② 資格要件に関する申立書（様式第2号）
- ③ 企画書（任意）

仕様書の内容を踏まえたうえで、以下の内容を有する企画案を提示すること。

1 実施方針	
2 業務内容に関する提案	モニターツアーの内容
	その他 事業の企画・立案に関する考え方
3 実施体制 (職員の配置や体制の考え方, スケジュール, 新型コロナウイルス感染症感染防止対策)	
4 同種業務の実績 (動画の場合は, 掲載先のURLを記載すること)	

- ④ 見積書
- ⑤ 会社概要

(2) 提出部数

- ①, ②, ④及び⑤については, 1部提出してください。
- ③については, 1冊の資料としてまとめ, 無記名のもの(社名部分を隠したもの)を5部, 社名を記載したものを1部提出してください。(カバー等は取り付けないこと)

(3) 提出期限及び提出先

- ① 提出期限 令和2年10月20日(火)正午(必着)
- ② 提出先 1 担当部局と同じ
- ③ 提出方法 持参又は郵送

5 プレゼンテーション

実施しません

6 業務委託者の選定

(1) 選定方法

協議会内に設置する審査委員会において, 提出された企画書を(2)の評価項目に基づき, 審査した上で決定します。

(2) 企画提案内容を審査するための評価項目

①理解度	業務の目的, 内容について十分に理解しているか。
②独創性・説得力	提案内容に独創性がみられ, かつ, 説得力を有しているか。
③具体性・妥当性	提案内容に具体性, 妥当性を伴っているか。
④事業遂行体制	作業工程や内外での体制等が事業を確実に遂行できるものとなっているか。
⑤総合評価	企画提案から受ける全体的な印象はどうか。

(3) 審査結果の通知

- ① 審査結果は, 審査委員会終了後に通知します。
- ② 審査の内容については一切公表しません。
- ③ 結果についての異議申し立ては一切認めません。

(4) 業務委託の方法

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会は上記に基づき選定した事業者から再度見積書を徴し、見積金額が茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に準じ作成する予定価格の制限の範囲内であった場合において、委託契約を締結します。なお、採用案を必要に応じ修正する場合がありますのでご了承ください。

(5) その他

- ① 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- ② 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とします。なお、提出された企画提案書等は返却しません。
- ③ 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがあります。
- ④ 採択された企画提案書の著作権は漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会に帰属します。
- ⑤ 契約書作成の要否 要
- ⑥ 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

7 質問の受付

- (1) 本説明書の内容に関する質問等については、質疑・回答書（様式第3号）により、令和2年10月14日（水）午後4時まで、担当部局へのメール又はFAXにて受け付けます。
なお、FAXにより質疑を提出したときは、電話で送付確認をしてください。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者に回答するとともに、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、観光いばらきホームページ上で公開します。

質問に対する回答公開日 令和2年10月15日（木）午後5時（予定）

(様式第1号)

企 画 提 案 提 出 書

令和 年 月 日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会
会長 大井川 和彦 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名印 印

令和 年 月 日付で公告された未知なる茨城発見モニターツアー実施業務を受託したいので、別添
のとおり関係書類を提出します。

記載責任者及び連絡先

(ふりがな) 氏 名	
担 当 部 署	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
Eメールアドレス	

(様式第2号)

資 格 要 件 に 係 る 申 立 書

令和 年 月 日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会
会長 大井川 和彦 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名印 印

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会が実施する未知なる茨城発見モニターツアー実施業務の企画提案競争の参加に要求される下記の資格要件をすべて満たしていることを申し立てます。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- 2 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- 3 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。または、資格がない場合でも、過去茨城県が発注する業務において実績があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 5 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- 6 事業実施に際し、各種ガイドラインの遵守及び新型コロナウイルス感染症拡大防止対策（「いばらきアマビエちゃん」の登録等）を適切に行うこと。

(様式第3号)

送付先 漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局（茨城県観光物産課 宣伝誘客グループ）宛
FAX：029-301-3629

質疑・回答書

事業名：未知なる茨城発見モニターツアー実施業務

商号又は名称：

担当者名：

連絡先：(電話)

(メール)

質問内容

回答内容